

# 【収入の申告について】

府営住宅の家賃は、皆さんの収入と住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度、算定します。

特に、皆さんの収入については、毎年、申告していただく必要があります。

## 1 収入申告

府営住宅にお住まいの方は、収入の有無にかかわらず毎年7月に入居者全員の収入を証明する書類等を添付して、収入申告書を提出しなければなりません。申告書の提出がない場合には、※近傍同種の住宅の家賃をお支払いいただくこととなります。

※ 近傍同種の住宅の家賃は、近くの民間住宅の家賃とほぼ同程度となるよう算定されたもの。

## 2 収入超過者・高額所得者

府営住宅は、住宅に困っておられる低額所得の方のために建てられた住宅ですので、その趣旨を生かすために法律・条例等により収入超過者、高額所得者に対しては一定の義務等を課しております。

### (1) 収入超過者

府営住宅（特別賃貸府営住宅を除く）に引き続き3年以上お住まいの方で収入月額が15万8千円（特例事由に該当する方は月額21万4千円）を超える収入のある方は「収入超過者」となり、近傍同種の住宅の家賃を限度として、収入を勘案した家賃をお支払いいただくこととなります。

また、収入超過者となられたときは、お住まいの住宅の明け渡しに努めていただきます。

### (2) 高額所得者

府営住宅（特別賃貸府営住宅を除く）に引き続き5年以上お住まいの方で、最近2年間引き続き月額31万3千円を超える収入のある方は、「高額所得者」となり、府営住宅の明渡しを請求します。なお、この場合において希望されるときは、特定公共賃貸府営住宅等のあっせん等の措置を行います。また、高額所得者となられた方に対しては、近傍同種の住宅の家賃をお支払いいただくこととなります。

※ 特別賃貸府営住宅にお住まいの方で、収入月額が31万3千円を超える方は、近傍同種の住宅の家賃をお支払いいただくこととなります。